

第9号 平成30年12月1日

# 群馬東部水道企業団 水道だより

発行 群馬東部水道企業団 太田市浜町11-28 電話 0276-45-2731 <http://www.gtsk.or.jp>

## 冬に備えて…凍結・破損にご注意を！ 冬の水道



### 今からできる！ 凍結防止対策

主に蛇口・水道メーター・給湯器の水道管が凍りやすくなります。凍結防止のため、早めの保温対策を心掛けましょう。

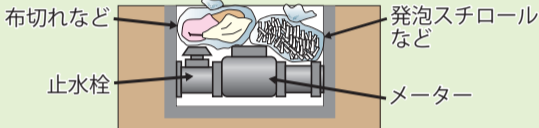
#### 1 水道管の保温



- むき出しの水道管や外蛇口は保温材を巻き、その上からビニールなどで防水します。
- 難しい場合は、タオルで巻いて(ぬれないようにして)保温する対策がお勧めです。タオルで巻くだけでも、外気が遮断されるので、保温することができます。

#### 2 メーターボックス内の保温

- 発泡スチロール製の保温材や布切れなどをぬれないようにビニール袋に詰めて、メーターボックスの中に入れてみましょう。



### もし凍結してしまったら…？

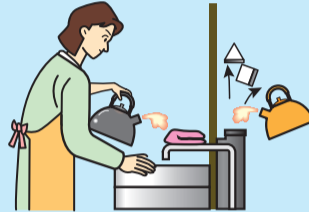
水道管を凍らせたままにしておくと、管の破裂につながる可能性があります。放置せず少しでも早く凍った部分を溶かしましょう。

#### 1 蛇口が凍ったときは…？

- 蛇口を開放状態にしてタオルなどをかぶせて、その上からゆっくりぬるま湯を繰り返しかけて溶かします。



熱湯を直接かけると破損する場合があります。

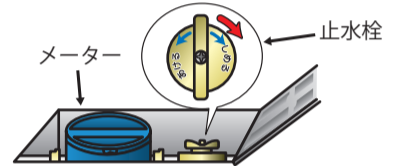


#### 2 立ち上がり管が凍ったときは…？

- 防寒水栓柱の外ぶたと保温用の発泡スチロールをはずし、立ち上がり管に直接ぬるま湯を繰り返しかけて溶かします。

### 水道管が破裂してしまったら…

- メーターボックス内の止水栓を閉め、水を止めます。
- 修理を群馬東部水道企業団指定の給水装置工事業者に依頼します(費用はお客様負担です)。
- マンションなどの中高層ビルにお住まいの方は、水道が凍結や故障した場合には、ビルを管理されている人に連絡してください。



## 再構築事業って何だ？

### 施設全体のスリム化

#### 施設の縮小

3市5町で水を融通するため、浄水場の統合や廃止が可能となります。

#### 管路の整備

施設の統合に必要な、施設間を結ぶ管路を整備します。

結果

#### コストの縮減

一時的に管路の整備に費用を要しますが、施設を統廃合すれば施設の機器等の更新にかかる費用や、浄水場の維持管理にかかる費用が縮減できます。その結果、安定した水の供給が維持できます。



### 平成32年度までの計画

	H29	H30	H31	H32
太田渡良瀬→邑楽中野				
太田渡良瀬→大泉第一				
館林第二→館林第三				
館林第二→板倉北				
館林第三→明和大輪				

### 「再構築事業」の基本方針 ~4つの柱~

- ① 維持管理費・更新費用の削減  
施設の相互融通と余力活用によって、施設の統廃合を進め、更新事業および維持管理費用を削減します。
- ② 安定供給体制の向上  
広域的な水運用によって、水の供給経路の複数化が図れ、安定供給体制が向上します。
- ③ 水源の有効活用  
標高差を利用した効率的な水運用によって、電気料金等の維持管理費を低減します。
- ④ 災害対策の推進  
施設が広域的に分散配置されるため、災害時等のバックアップ体制が図れます。

## 問い合わせ先

●営業日・時間：月～金曜日(祝日、年末年始を除く)、午前8時30分～午後5時15分

- 太田本所 太田市浜町11-28 電話 0276-45-2731 FAX 0276-45-2735
- 館林支所 館林市広内町3-10 電話 0276-80-3201 FAX 0276-75-4134
- みどり支所 みどり市大間々町大間々1511 (みどり市役所大間々庁舎内) 電話 0277-73-2411 FAX 0277-73-2412

- 板倉営業所 板倉町板倉2067 (板倉町役場第二庁舎内)
- 明和営業所 明和町新里250-1 (明和町役場内)
- 千代田営業所 千代田町赤岩1895-1 (千代田町役場内)
- 大泉営業所 大泉町日の出55-1 (大泉町役場内)
- 邑楽営業所 邑楽町中野2570-1 (邑楽町役場内)

## 年末年始の営業について

12月				1月			
28日(金)	29日(土)	30日(日)	31日(月)	1日(火)	2日(水)	3日(木)	4日(金)
営業	営業	営業	営業	休業	休業	休業	営業

年末の営業は12月28日(金)、午後5時15分まで、年始の営業は1月4日(金)、午前8時30分からです。年末年始の休業中は水道の使用開始・中止、料金のお支払いなどの受け付けはできませんので、早めの手続きをお願いします。

## 納付のお願い

皆さまの水道料金は、管の工事や浄水場の整備を行うための大切な収入です。期日までにお支払いをお願いいたします。納入通知書でのお支払いの方は、企業団窓口や金融機関、コンビニエンスストアなどでお支払いできます。また、クレジットカードによる継続的なお支払いも可能です。なお、企業団では便利な口座振替をお勧めしています。決まった日に自動的にご指定の口座から振り替えますので、お支払いの手間が省けて大変便利です。ぜひ、ご利用ください。



## 平成29年度水道事業会計 決算状況

水道水をつくるための収入と支出 (収益的収支) 消費税および地方消費税除く

収入 93億3,084万円 加入金等その他 10億7,830万円

給水収益 82億5,254万円

支出 83億5,408万円 支払利息 4億4,027万円 当年度純利益 9億7,676万円

委託料 22億9,398万円 受水費 17億9,775万円 減価償却費 30億9,537万円  
人件費 2億9,100万円 その他 4億3,571万円

施設を整備するための収入と支出 (資本的収支) 消費税および地方消費税含む

収入 21億7,769万円

企業債 12億円 財源不足額 40億4,470万円 ※損益勘定留保資金等で全額補填

国庫補助金 7億1,450万円 負担金等 2億6,319万円 (うち、翌年度繰越金に係る財源充当額641万円)

支出 62億1,598万円

建設改良費 44億8,464万円 企業債償還金 17億3,134万円

## 平成30年度水道事業会計 上期事業報告

給水状況	区分	数量	区分	数量
	配水量 (m <sup>3</sup> )	32,598,100	給水人口 (人)	452,571
	1日平均配水量 (m <sup>3</sup> )	178,131	給水量 (m <sup>3</sup> )	27,038,555
	給水戸数 (戸)	190,644	1日平均給水量 (m <sup>3</sup> )	147,752
	給水栓数 (栓)	221,646		

(税込み)

収益的収支	収益	営業収益	営業外収益	特別利益
	46億5,297万円	46億4,336万円 (99.79%)	960万円 (0.21%)	1万円 (0.00%)
費用	費用	営業費用	営業外費用	特別損失
	27億533万円	24億9,186万円 (92.11%)	2億860万円 (7.71%)	487万円 (0.18%)

資本的収支	収入	負担金	固定資産売却代金
	5,164万円	5,163万円 (99.98%)	1万円 (0.02%)
支出	支出	建設改良費	企業債償還金
	12億3,207万円	3億7,011万円 (30.04%)	8億6,196万円 (69.96%)

## 企業団議会からのお知らせ

企業団の議会は、構成団体の議会議員の中から選出された12人の議員で構成されています。

年に2回の定例会(2月と9月)や臨時会、全員協議会を開催し、条例の策定や改廃、予算・決算などの審議を行うほか、企業団の政策や運営状況を監視する役割があります。

なお、企業団のホームページにて各本会議の会議録や例規集が閲覧できますので、ぜひご覧ください。

平成30年2月定例会【平成30年2月9日開催】

### 企業長提出議案

議案番号	件名	議決の結果
議案第1号	群馬東部水道企業団暴力団排除条例の制定について	原案可決
議案第2号	群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第3号	平成29年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)について	原案可決
議案第4号	平成30年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算について	原案可決

平成30年7月臨時会【平成30年7月6日開催】

### 企業長提出議案

議案第5号	群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について	原案同意
-------	------------------------	------

平成30年9月定例会【平成30年10月15日開催】

### 企業長提出議案

報告第1号	平成29年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算の繰越しについて	—
報告第2号	平成29年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について	—
議案第6号	平成29年度群馬東部水道企業団水道事業会計決算認定について	原案認定
議案第7号	平成29年度群馬東部水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金処分について	原案可決
議案第8号	平成30年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)について	原案可決
議案第9号	公の施設の区域外設置に関する協議について	原案可決

## 群馬東部水道企業団人事行政の運営等の状況について(抜粋)

地方公務員法第58条の2及び群馬東部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、平成29年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり報告いたします。

### ○職員の任免および職員数に関する状況

企業団の職員は、地方自治法第252条の17の規定による構成市町からの派遣職員で構成されています。

派遣元団体	人数							計	
	太田市	館林市	みどり市	板倉町	明和町	千代田町	大泉町		邑楽町
平成29年4月1日	20人	16人	22人	3人	3人	3人	6人	4人	77人
平成30年4月1日(参考)	20人	13人	21人	2人	2人	2人	5人	3人	68人

※再任用短時間勤務職員を含む

### ○職員の給与の状況

職員の給与は、派遣元団体の関係規程を適用し、企業団が支給しています。

#### (1) 職員1人当たり人件費の状況 (平成29年度決算)

職員数	人件費額				1人当たり人件費
	給料	手当	法定福利費	計	
77人	294,971千円	167,018千円	96,297千円	558,286千円	7,250千円

※児童手当、退職給付負担金を除く

#### (2) 職員の平均給料月額等および平均年齢の状況 (平成29年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
企業団	326,100円	365,490円	42.9歳
県内市町村(一般行政職)	318,245円	355,833円	41.8歳
国(一般行政職)	330,531円	410,719円	43.6歳

### ○職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- ・1週間の勤務時間・・・38時間45分
- ・年次有給休暇の平均取得日数・・・14.41日(平成29年1月~12月)

### ○職員の福祉および利益の保護の状況

- ・職員の健康保持増進対策として、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施したほか、派遣元の厚生事業に参加。
  - ・安全衛生として、10人以上が勤務する事業場に安全衛生推進者を選任し、配置。
- ※上記以外の項目は、企業団ホームページをご覧ください。

## 漏水調査を実施しています

群馬東部水道企業団では、限りある水資源の有効活用や道路陥没による事故の未然防止などのため、道路内の地下に埋めてある水道管の漏水調査を計画的に実施しています。

### 調査期間

平成30年8月20日~平成31年2月1日

### 対象地域

- ・太田市内一部(主要幹線横断箇所)
- ・みどり市内(大間々地区、笠懸地区)
- ・邑楽町内一部(1・2・3・4(一部)・5(一部)・7・8・9・11(一部)・12・13・14・15・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31・32・33・34区)



このような調査を行っています

### ニセ調査員に注意!



- 企業団の費用で調査を実施していますので、**お客さまに費用を請求することはありません。**
- 調査は**原則として公道上での調査のみ**を実施します。(明らかな漏水の疑いがある場合は、調査のため、各戸の敷地内に立ち入ることがあります)
- 宅内の水道管の調査や水質調査、浄水器の軒旋・販売などは一切行っていません。
- 調査員は群馬東部水道企業団が発行した、身分証明書を手元に付けています。

「おかしいな?」と思ったら、**身分証明書の提示をお求めいただくとともに、群馬東部水道企業団までご連絡ください。**

## 水道水で風邪や食中毒などを予防しましょう!

京都大学の研究で、水道水でうがいをした場合の風邪をひくリスクは、しなかった場合と比べ、約4割も減少する、という結果が出ています。水道水は塩素消毒を行っているため安全です。水道水でうがい・手洗いをこまめに繰り返し、風邪や食中毒を予防しましょう。